

第5次茨城県廃棄物処理計画

茨 城 県

目 次

(頁)

| | |
|----------------------------------|-----------------|
| 1 計画策定の趣旨 | ・・・P. 1 |
| (1) 趣旨及び背景 | |
| (2) 計画の位置付け | |
| (3) 計画期間 | |
| 2 廃棄物処理の現状と処理量の予測 | ・・・P. 4 |
| (1) 一般廃棄物処理の現状及び将来予測 | |
| ① 現状 | |
| ② 将来予測 | |
| (2) 産業廃棄物処理の現状及び将来予測 | |
| ① 現状 | |
| ② 将来予測 | |
| (3) 不法投棄等の発生状況 | |
| ① 不法投棄の状況 | |
| ② 建設残土等の埋立ての状況 | |
| 3 循環型社会の形成に向けた課題と施策展開の方向性 | ・・・P. 16 |
| (1) 循環型社会の形成に向けた課題 | |
| ① 一般廃棄物処理に係る課題 | |
| ② 産業廃棄物処理に係る課題 | |
| ③ 循環型社会形成に係る共通課題 | |
| (2) 施策展開の方向性（施策の柱） | |
| 4 廃棄物の減量化等の目標 | ・・・P. 19 |
| (1) 目標設定の考え方 | |
| (2) 代表指標及び数値目標 | |
| (3) 補助指標 | |

5 目標達成に向けた基本的施策（県の取組）

・・・P. 23

方向性1 3Rの推進

〔項目1〕 県民等の問題意識の向上、3R行動の促進

〔項目2〕 市町村における減量化、再資源化の取組の促進

〔項目3〕 排出事業者による3Rの促進

方向性2 廃棄物適正処理の推進

〔項目1〕 不法投棄対策の強化

〔項目2〕 排出事業者責任の徹底

〔項目3〕 資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進

〔項目4〕 一般廃棄物の適正処理の確保

方向性3 循環型社会形成に向けた基盤づくり

〔項目1〕 産業廃棄物最終処分場の確保

〔項目2〕 災害廃棄物処理体制の強化

〔項目3〕 資源循環産業の育成

〔項目4〕 分野別産業廃棄物処理対策の推進

〔項目5〕 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進

6 計画推進に係る基本的事項

・・・P. 34

(1) 各主体の責務・役割

- ① 県民
- ② 事業者
- ③ 廃棄物処理業者
- ④ 市町村
- ⑤ 県

(2) 計画の進行管理

1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨及び背景

私たちの消費生活や企業の生産活動等によって排出される廃棄物については、その適正な処理が確保されるとともに、できる限り、資源循環が行われることが求められています。

これまで我が国では、高度経済成長に伴って、生活利便性が向上するとともに、生活様式の多様化や大量生産・大量廃棄の経済構造へと変化したことにより、廃棄物の著しい増加を招く結果をもたらしました。また、その処理においては、ダイオキシン類等の公害問題や、大規模かつ悪質な不法投棄事案の頻発により、環境への負荷を増大させ、さらには最終処分場のひっ迫という社会問題も招きました。

こうした廃棄物処理にまつわる歴史は、廃棄物処理に対するマイナスのイメージにつながる一方で、住民や事業者の環境に対する意識の高まりに伴って、廃棄物の分別などの取り組みが一般的に行われるようになりました。

また、世界に目を向ければ、人口増加や新興国の経済発展等により、今後さらに、資源制約の強まりや、食料需給のひっ迫が懸念されているほか、地球温暖化や海洋プラスチックごみなどの環境負荷の緩和、諸外国の禁輸措置に適応した処理体制の整備などの課題も生じています。

こうした中、国では、平成30年(2018年)6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて、施策の基本的な方針等を示すほか、令和2年(2020年)5月には、「循環経済ビジョン2020」を策定し、循環経済(サーキュラーエコノミー)への転換を目指した基本的な方向性を提示しました。

本県においては、循環型社会の形成を基本理念とする第4次茨城県廃棄物処理計画を平成28年(2016年)3月に策定し、計画に基づいて県内における廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策を推進してきたところです。

一方、経済回復に伴う産業廃棄物の排出量の増加や、単独世帯の増加により家庭から排出されるごみを減らしにくい状況が生じているほか、不法投棄件数が増加に転じるなど、これまで以上に、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取組を推進し、サステナブル(Sustainable、持続可能)な社会の形成を目指していく必要があります。

このため、県が今後、取り組むべき廃棄物処理施策の基本的な事項等を定める計画として、第5次茨城県廃棄物処理計画を策定し、各主体と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や循環的利用の促進、及び適正処理の確保に係るそれぞれの主体的な取組を推進します。

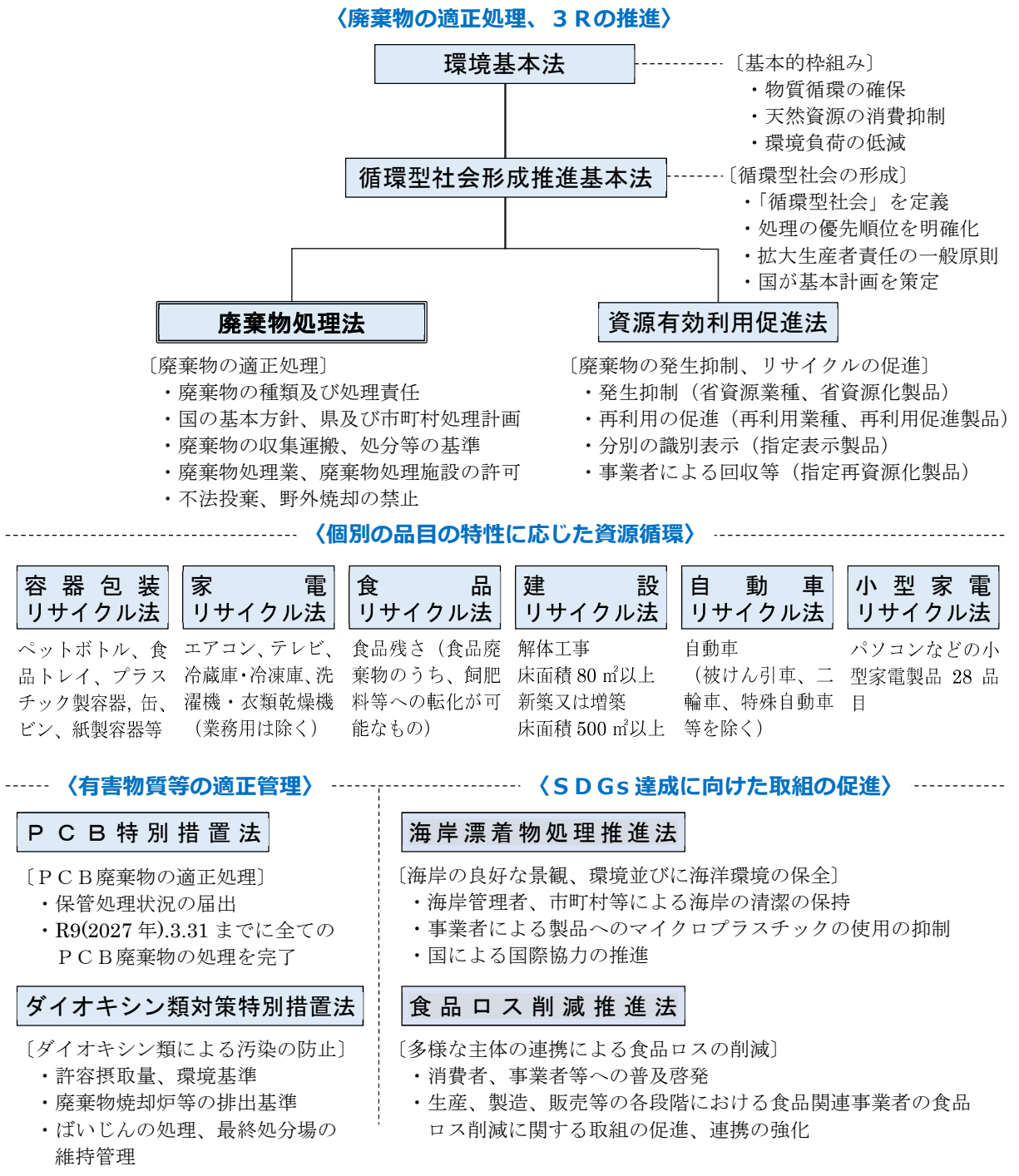
(2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づく、県内の廃棄物の減量その他適正処理に関する法定計画であるとともに、「茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦」の部門別計画に位置付けます。

(3) 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

〔参考〕 廃棄物処理に係る法体系



〔参考〕 持続可能な開発目標（SDGs）において求められる対応

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

12 つくる責任
つかう責任



目標 12

「つくる責任 つかう責任」

- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

11 住み続けられる
まちづくりを



目標 11

「住み続けられる
まちづくりを」

- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭性（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

14 海の豊かさを守ろう



目標 14

「海の豊かさを守ろう」

- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

13 気候変動に
具体的な対策を



目標 13

「気候変動に
具体的な対策を」

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



目標 9

「産業と技術革新の
基盤をつくろう」

- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

2 廃棄物処理の現状と処理量の予測

(1) 一般廃棄物処理の現状及び将来予測

① 現状

ア ごみ処理の状況

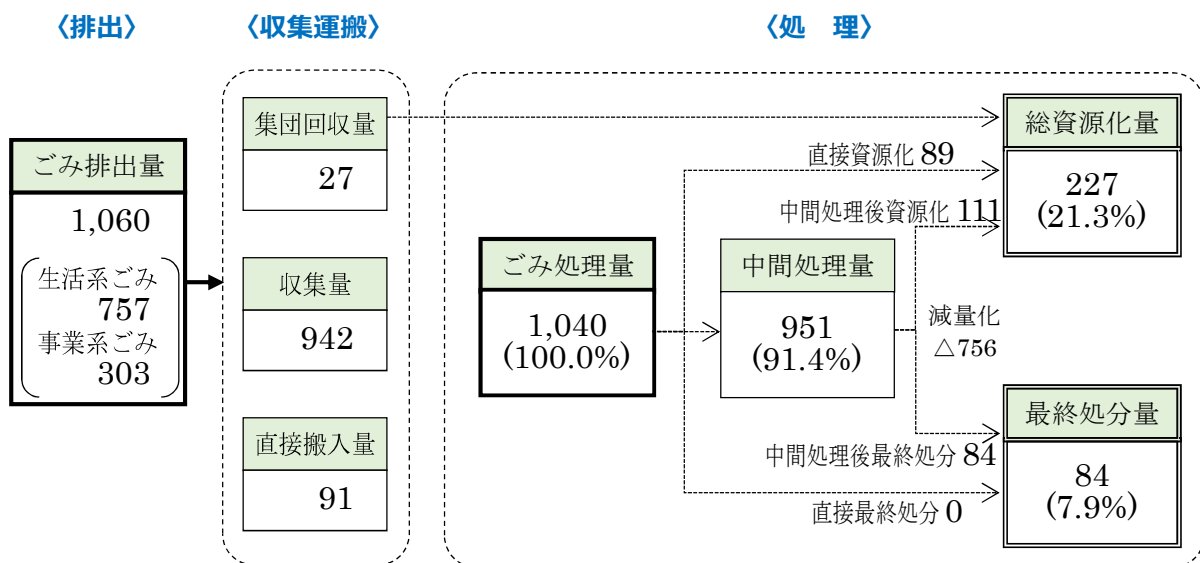
平成30年度（2018年度）におけるごみの排出の状況については、排出量106万トンのうち、生活系ごみが75万7千トン、事業系ごみが30万3千トンとなっています。

また、その処理の状況については、22万7千トンが再資源化され、8万4千トンが最終処分されています。

排出、処理状況の推移をみると、排出量は、前年度に比べてほぼ横ばいで推移していますが、1人1日当たりに換算したごみの量は、前年度に比べてやや増加しており、990グラムとなっています。

また、再生利用率が21.3パーセントとなり、前年度に比べ1.5ポイント低下しています。

[図表1] ごみ処理フロー（平成30年度（2018年度））（単位：千t）

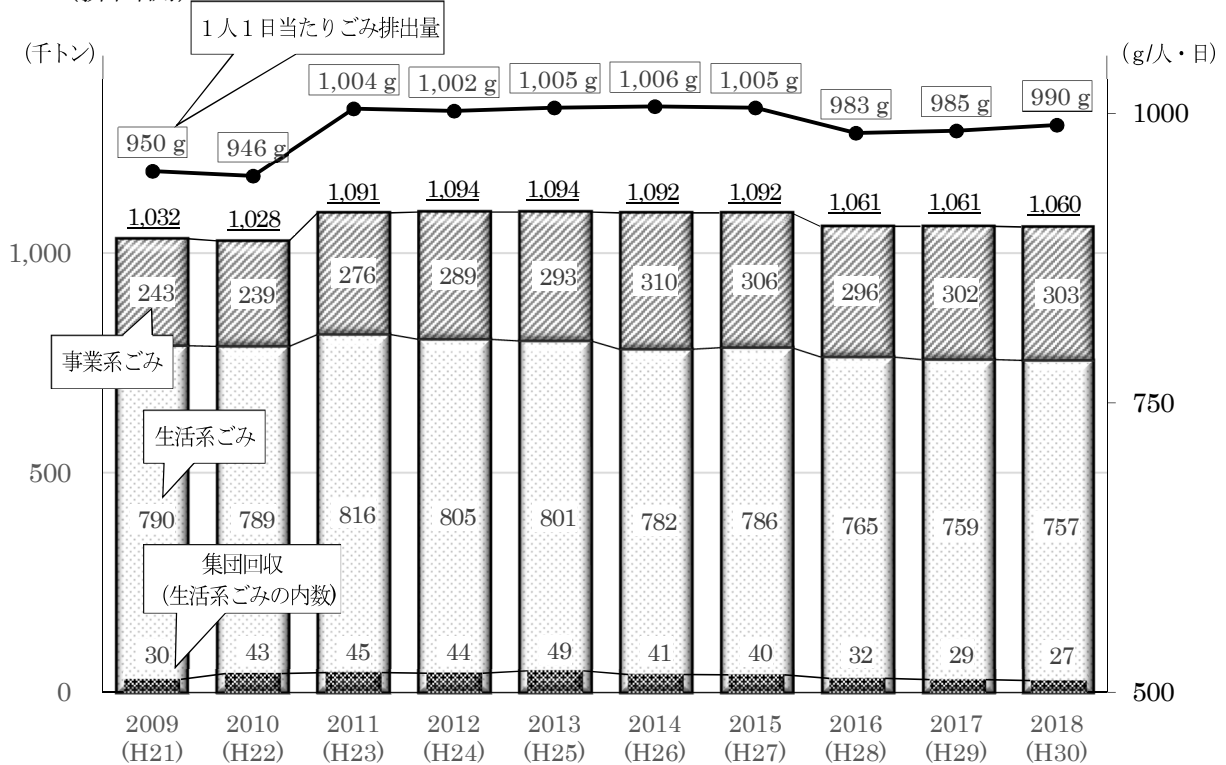


- ※ 端数処理により合計が合わない場合がある。
- ※ 排出量と処理量は、多少一致しない場合がある。

[資料] 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成30年度(2018年度)）」

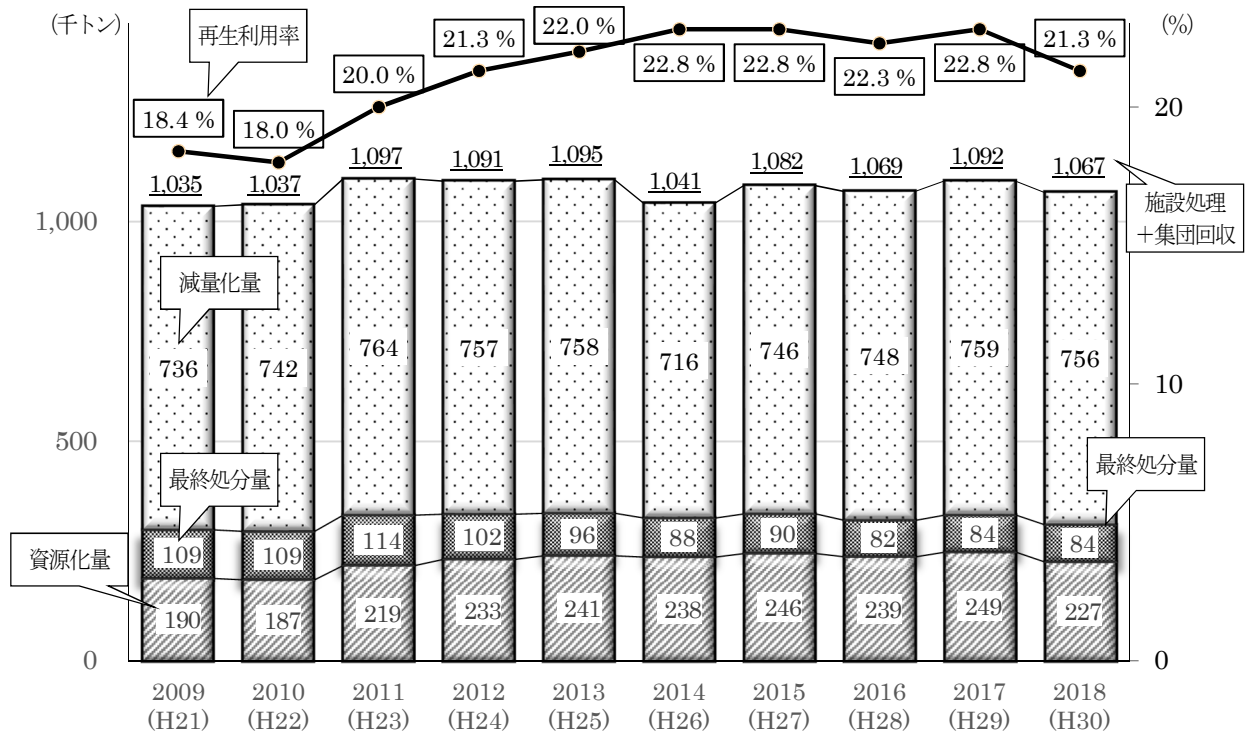
[図表2] ごみの排出・処理状況の推移 (過去10年間)

(排出側)



※ 計算式 $1人1日当たりのごみ排出量 = \frac{ごみ排出量}{計画収集人口 \times 365日}$

(処理側)



※ 計算式 $再生利用率 = \frac{総資源化量}{ごみ処理量 + 集団回収量}$

[資料] 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果 (各年度)」

イ ごみ処理施設の設置状況

令和2年度（2020年度）当初における県内市町村及び一部事務組合が設置するごみ処理施設については、焼却施設が27施設、最終処分場が12施設となっています。

焼却施設については、供用開始から25年以上を経過している施設が13施設あり、それぞれ更新時期を迎えているとともに、焼却施設を持たず、燃料化あるいは民間委託により処理を行っている3市あり、新たに5施設の整備が進められています。また、最終処分場については、令和2年度（2020年度）中に、新たに1施設が供用開始される予定となっています。

このほか、粗大ごみ処理施設や資源化施設等においては、破碎や分別、圧縮などの処理が行われています。

〔図表3〕 ごみ焼却施設の設置状況

| 処理能力別 | | 経過年数別 | |
|--------------------|----|-------------|----|
| 300t/日以上 | 3 | 30年以上 | 5 |
| 200 t/日以上 300t/日未満 | 7 | 25年以上 30年未満 | 8 |
| 100 t/日以上 200t/日未満 | 9 | 20年以上 25年未満 | 6 |
| 50 t/日以上 100t/日未満 | 4 | 10年以上 20年未満 | 4 |
| 50 t/日未満 | 4 | 10年未満 | 4 |
| 計 | 27 | 計 | 27 |

〔資料〕 茨城県県民生活環境部廃棄物対策課 資料

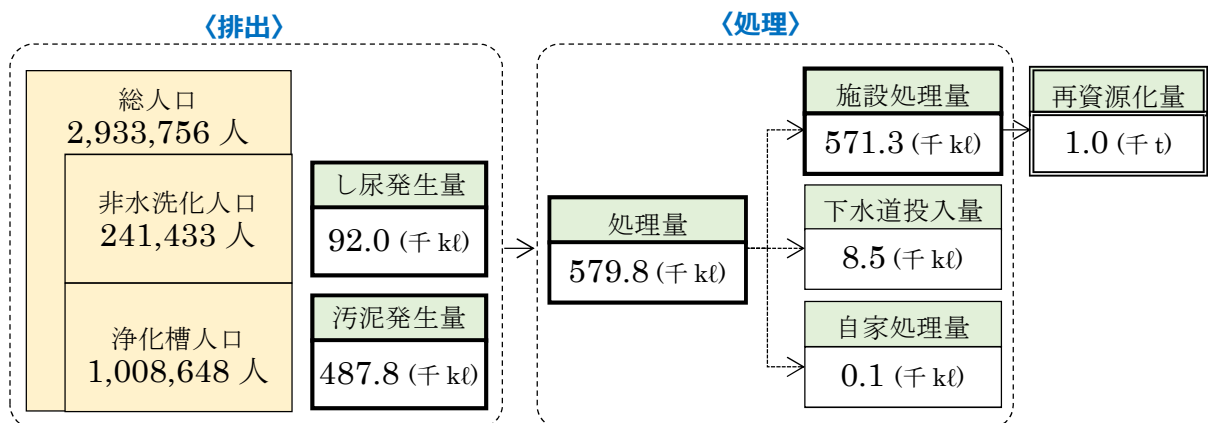
ウ し尿処理の状況

平成30年度（2018年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出状況については、約58万キロリットルとなっています。

また、その処理については、一部を除いて市町村等のし尿処理施設において、脱水処理や、残さの焼却や堆肥化が行われています。

年度ごとの推移をみると、非水洗化人口の減少に伴い、し尿の量が減少しています。

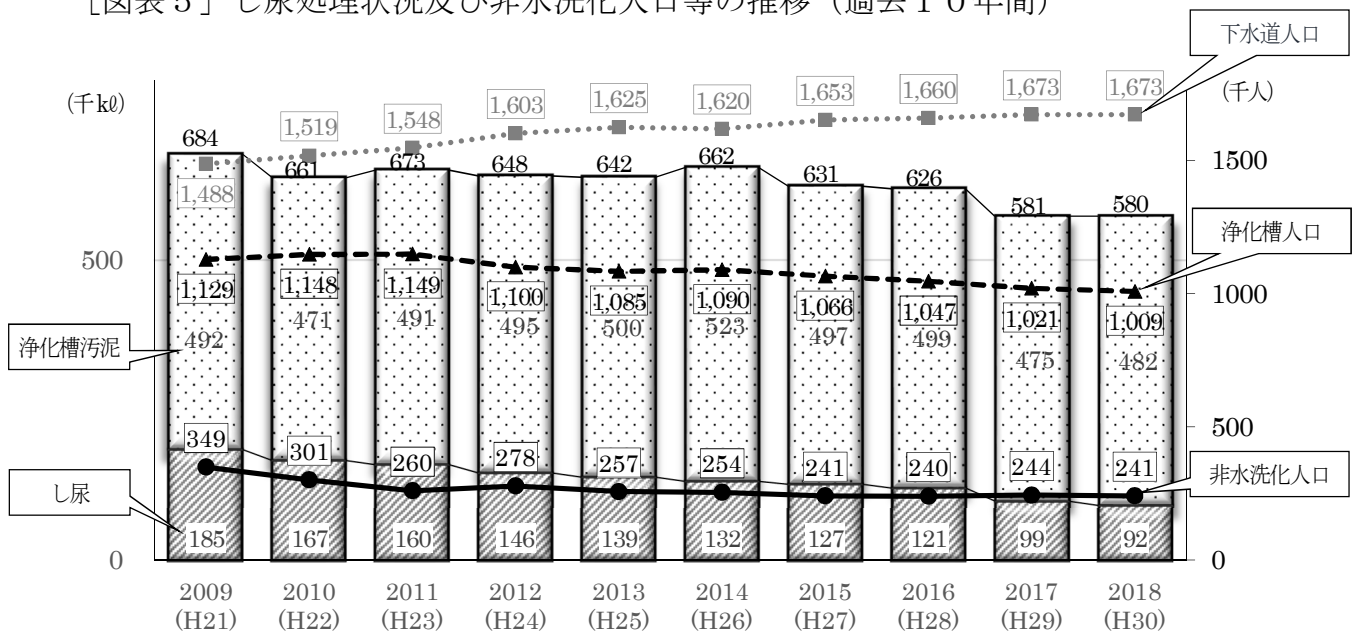
〔図表4〕 し尿処理フロー（平成30年度（2018年度））



※ 端数処理により合計が合わない場合がある。

〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成30年度（2018年度））」

[図表 5] し尿処理状況及び非水洗化人口等の推移（過去 10 年間）



エ し尿処理施設の設置状況

県内市町村等が設置するし尿処理施設の数、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在で、30 施設となっています。

処理能力別では、150 キロリットル未満の小規模施設が多数を占めており、また、経過年数別では、約半数が供用開始から 25 年が経過している状況にあります。

[図表 6] し尿処理施設の設置状況

| 処理能力別 | | 経過年数別 | |
|---------------------|----|---------------|----|
| 300kℓ/日以上 | 1 | 30 年以上 | 11 |
| 150kℓ/日以上 300kℓ/日未満 | 3 | 25 年以上 30 年未満 | 5 |
| 100kℓ/日以上 150kℓ/日未満 | 9 | 20 年以上 25 年未満 | 8 |
| 50kℓ/日以上 100kℓ/日未満 | 7 | 10 年以上 20 年未満 | 6 |
| 50 kℓ / 日未満 | 10 | 10 年未満 | 0 |
| 計 | 30 | 計 | 30 |

[資料] 茨城県県民生活環境部廃棄物対策課 資料

② 将来予測

ア ごみの排出量

本県におけるごみの排出量は、人口減少に伴って減少傾向にありますが、ごみの排出単位である世帯数の増加等により、ごみの排出量の減少幅は、人口の減少幅に比べ鈍くなっています。

このまま世帯数が増加傾向で推移し、かつ、これまで同様にごみの排出が行われると仮定した場合、ごみの総排出量の減少幅は、年間0.05ポイント程度にとどまると推測され、令和7年度（2025年度）におけるごみの排出量は105万7千トンと見込まれます。

一方で、1人1日当たりのごみ排出量は、年間0.65ポイント程度増加し、1,053グラムになると見込まれます。

〔図表6〕 ごみ排出量等の将来予測

| 区 分 | 実績 | | | | 予測 | |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| | 2015 [H27] | 2016 [H28] | 2017 [H29] | 2018 [H30] | 2020 [R2] | 2025 [R7] |
| 人 口 (人) | 2,916,976 | 2,907,262 | 2,896,675 | 2,882,943 | 2,845,000 | 2,750,000 |
| | +1.18 | +0.84 | +0.48 | ±0.00 | -1.32 | -4.61 |
| 世帯数 (戸) | 1,124,349 | 1,137,061 | 1,149,692 | 1,161,175 | 1,184,500 | 1,244,936 |
| | -3.17 | -2.08 | -0.99 | ±0.00 | +2.01 | +7.21 |
| ごみ排出量 (t) | 1,092,072 | 1,061,291 | 1,061,143 | 1,060,364 | 1,059,304 | 1,056,653 |
| | +2.99 | +0.09 | +0.07 | ±0.00 | -0.10 | -0.35 |
| 1人1日当たり ごみ排出量 (g) | 1,005 | 983 | 985 | 990 | 1,020 | 1,053 |
| | +1.52 | -0.80 | -0.51 | ±0.00 | +3.03 | +6.36 |
| 最終処分量(t) | 89,686 | 81,791 | 84,391 | 84,274 | 84,190 | 83,979 |
| | +6.42 | -2.95 | +0.14 | ±0.00 | -0.10 | -0.35 |

※ 下段については、平成30年度（2018年度）を100とした場合の増減を指数で表示したものです。

〔資料〕 茨城県「茨城県の人口と世帯（各年10月1日現在）」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」

イ し尿の排出量

県内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の発生量については、下水道未整備区域における下水道整備や浄化槽の設置等による水洗化が進むことにより、し尿の量が減少する一方で、新規設置や合併槽への転換による浄化槽汚泥の増加が予想されますが、今後も、人口減少による相対的な量の減少が見込まれます。

このため、し尿と浄化槽汚泥の合計量については、少なくとも、人口の減少幅と同程度の減少になると予想され、令和7年度（2025年度）においては、約55万3千リットルになると見込まれます。

[図表 7] 人口、世帯数、し尿等処理量の実績及び予測

| 区 分 | 実績 | | | | 予測 | |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 2015 [H27] | 2016 [H28] | 2017 [H29] | 2018 [H30] | 2020 [R2] | 2025 [R7] |
| 人 口 (人) | 2,916,976 +1.18 | 2,907,262 +0.84 | 2,896,675 +0.48 | 2,882,943 ±0.00 | 2,845,000 -1.32 | 2,750,000 -4.61 |
| 汚水処理人口 普及率 (%) | 82.6 | 83.3 | 84.0 | 84.8 | — | 90.8 (目標値) |
| 下水道普及率 (%) | 60.8 | 61.3 | 61.8 | 62.4 | — | 68.6 (目標値) |
| し尿等処理量 (kℓ) | 630,901 +8.80 | 626,347 +8.02 | 580,900 +1.81 | 579,853 ±0.00 | 572,199 -1.32 | 553,122 -4.61 |

※ 下段については、平成 30 年度 (2018 年度) を 100 とした場合の増減を指数で表示したもの。

[資料] 茨城県「茨城県の人口と世帯 (各年 10 月 1 日現在)」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年 (2018 年) 推計)」
 環境省、農林水産省、国土交通省「汚水処理人口普及率 (各年度)」
 茨城県土木部下水道課 資料
 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果 (各年度)」

(2) 産業廃棄物処理の現状及び将来予測

① 現状

ア 産業廃棄物処理の状況

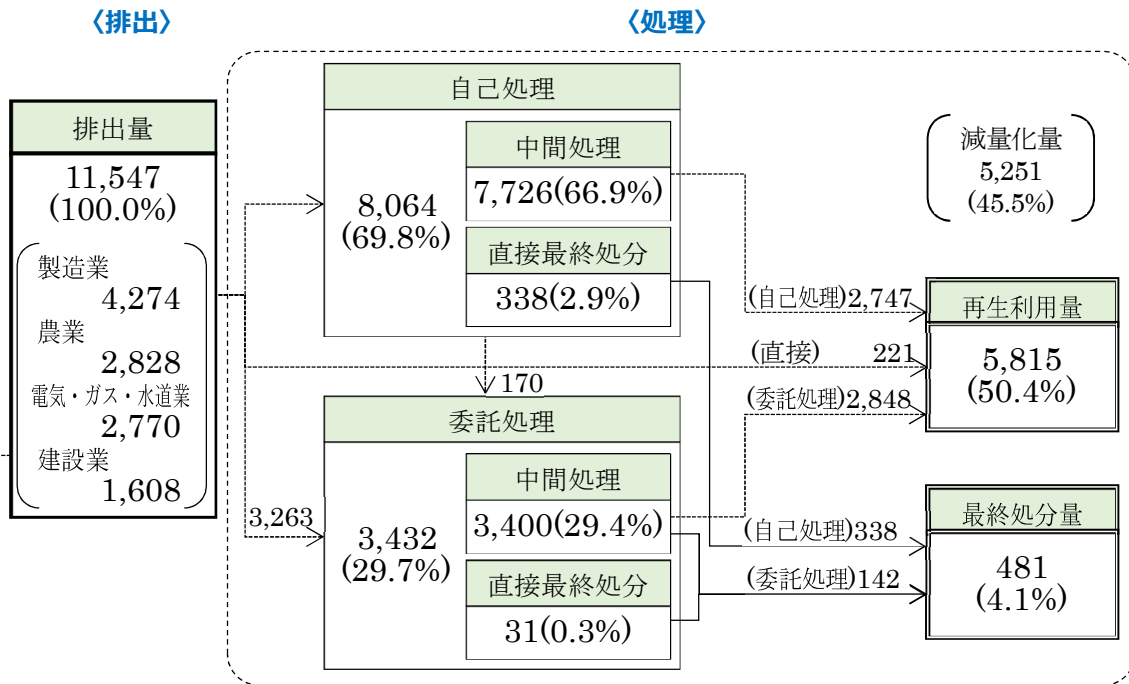
平成 30 年度 (2018 年度) における産業廃棄物の排出量は 1,154 万 7 千トンとなっています。これを産業別にみると、製造業が 427 万 4 千トンと最も多く、次いで、農業が 282 万 8 千トン、電気・ガス・水道業が 277 万トン、建設業が 160 万 8 千トンとなり、4 業種で全体の 99 パーセントを占めています。

また、その処理状況については、事業者自ら又は委託により処理が行われ、その結果、再生利用量が 581 万 5 千トン、最終処分量が 48 万 1 千トンとなっています。

前回調査の平成 25 年度 (2013 年度) 値と比較すると、排出量が 49 万 4 千トン増加しており、業種別では製造業が 37 万 5 千トン増加し、品目別では汚泥が 162 万 9 千トン増加しています。震災後の復興や好景気下にあった県内経済において、製造業を中心として事業活動が活発化し、排出量の増加につながったものと推測されます。

また、処理側の状況をみると、最終処分量は 31 万トン減少しましたが、汚泥の発生量の増加に比例して、中間処理によって減量化される量が増加したため、再生利用率が 50.4 パーセントとなり、前回調査時を 6.9 ポイント下回る結果になりました。

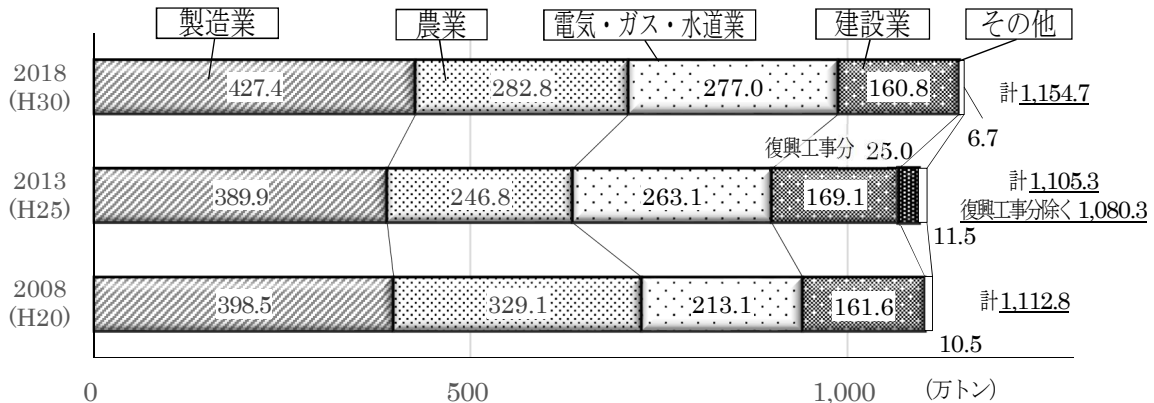
[図表 8] 産業廃棄物処理フロー（平成30年度（2018年度））（単位：千t）



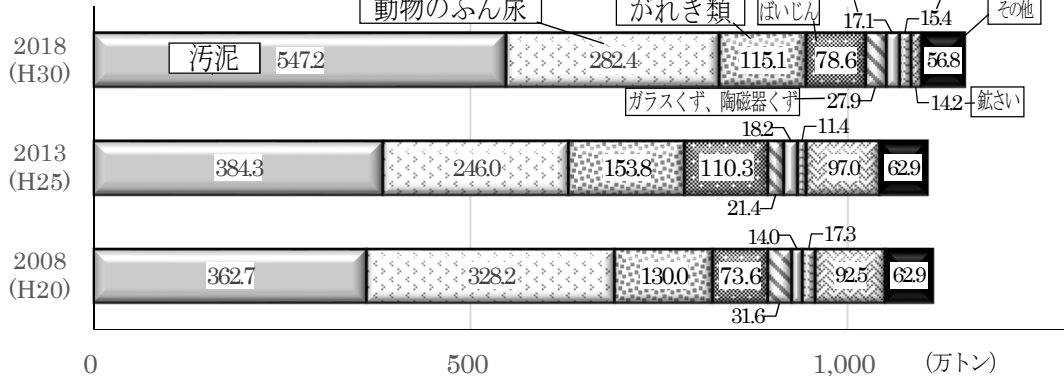
[資料] 茨城県「令和元年度（2019年度）茨城県産業廃棄物実態調査報告書（平成30年度（2018年度）実績）」

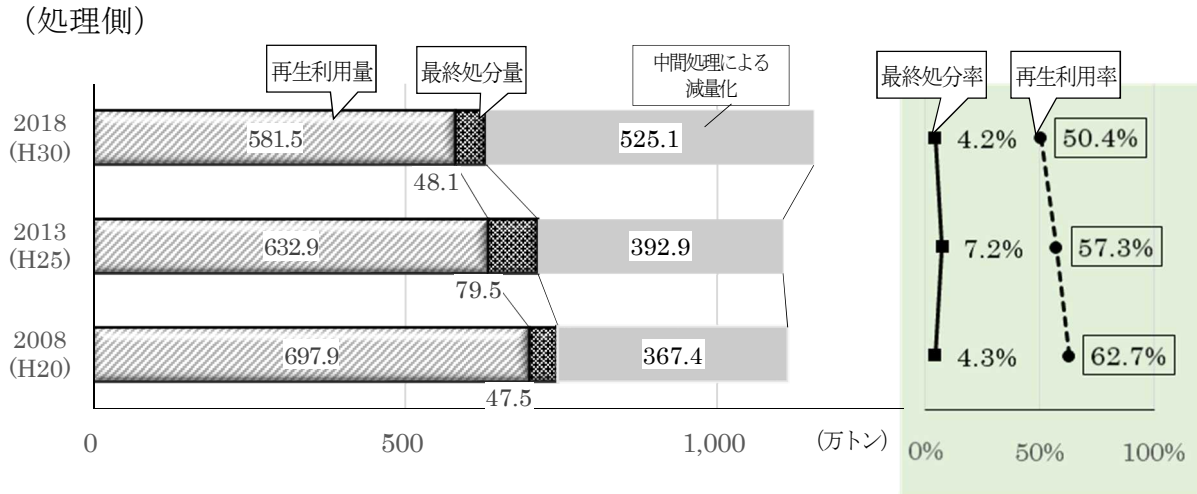
[図表 9] 産業廃棄物の排出・処理状況の推移

(排出側・業種別)



(排出側・品目別)





[資料] 茨城県「令和元年度(2019年度)茨城県産業廃棄物実態調査報告書(平成30年度(2018年度)実績)」

イ 産業廃棄物処理施設等の状況

県内に設置されている産業廃棄物中間処理施設の設置状況については、令和2年(2020年)3月末現在で、排出事業者が設置した96施設及び産業廃棄物処理業者が設置した550施設の計646施設となっています。

また、最終処分場については、令和2年(2020年)3月末現在で、産業廃棄物処理業者が設置する施設が11施設(安定型7、管理型4)あり、その残余容量は、徐々に減少傾向にあります。

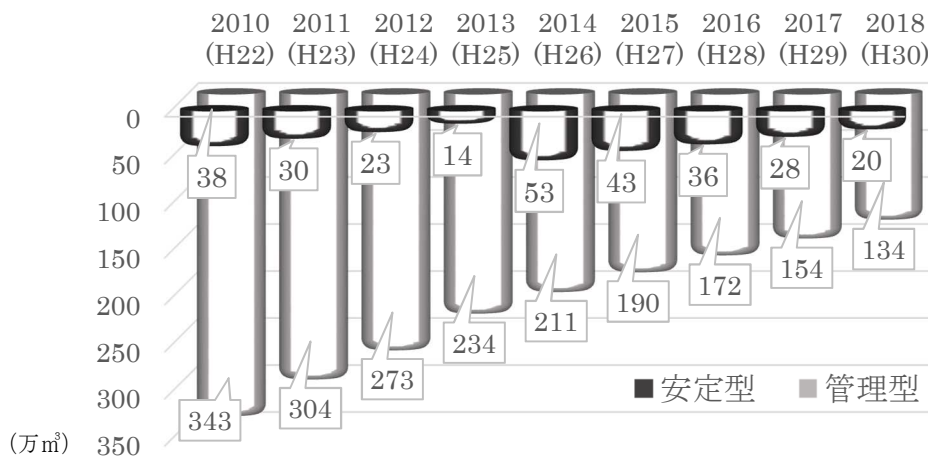
なお、公共関与最終処分場である「エコフロンティアかさま」は、令和元年度(2019年度)末現在で、その残余容量が3割程度までに減少しています。

[図表10] 産業廃棄物中間処理施設の設置状況

| 区分 | 設置数 | うち条例上の許可施設 |
|----------------|-----|------------|
| 自社処理施設 | 96 | 18 |
| 産業廃棄物処理業に供する施設 | 550 | 312 |
| 計 | 646 | 330 |

[資料] 茨城県県民生活環境部廃棄物対策課 資料

[図表11] 産業廃棄物処理業に供する最終処分場の残余容量の推移(単位: 万 m^3)



[資料] 茨城県県民生活環境部廃棄物対策課 資料

ウ 県内の処理業者による産業廃棄物の処分量

令和元年度（2019年度）末における産業廃棄物処分業者の数は210社、特別管理産業廃棄物処分業者の数は21社となっています。

また、産業廃棄物処分業者による処分量は、平成30年度（2018年度）で408万トンあり、うち中間処理が382万4千トン、最終処分が25万6千トンとなっています。

[図表12] 産業廃棄物処理業者数の推移 (件)

| 区分 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 産業廃棄物処分業 | 206 | 206 | 206 | 205 | 210 |
| 中間処理 | 192 | 193 | 193 | 193 | 197 |
| 中間処理・最終処分 | 10 | 9 | 9 | 8 | 7 |
| 最終処分 | 4 | 4 | 4 | 4 | 6 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 中間処理 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 中間処理・最終処分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 最終処分 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 産業廃棄物収集運搬業 | 5,809 | 5,973 | 6,024 | 6,170 | 6,300 |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 677 | 694 | 705 | 698 | 726 |

※ 区分ごとの許可を複数所持している場合がある。

[資料] 茨城県県民生活環境部廃棄物対策課 資料

[図表13] 処理業者による産業廃棄物の処分量（平成30年度（2018年度））

| 区分 | 中間処理 | 最終処分 | 合計 |
|---------------|-------|------|-------|
| 産業廃棄物処分量（千トン） | 3,824 | 256 | 4,080 |

[資料] 茨城県県民生活環境部廃棄物対策課 資料

エ 産業廃棄物の広域移動の状況

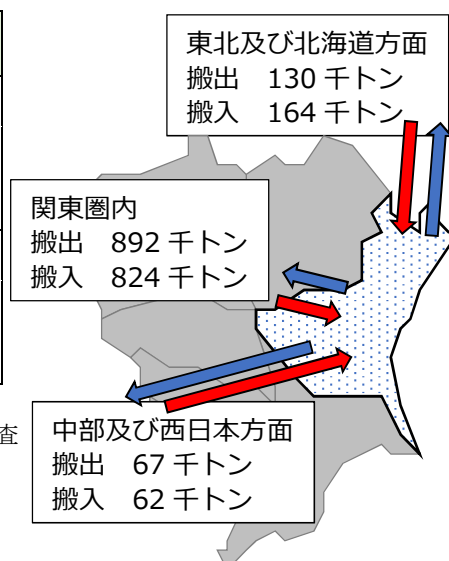
平成30年度（2018年度）における産業廃棄物の広域移動の状況については、県外から搬入され、県内で処理された量が104万9千トン、一方、県内で発生し、県外で処理された量が108万9千トンとなっています。

[図表14] 産業廃棄物の広域移動状況（単位：千トン）

| 区分 | 2008 (H20) | 2013 (H25) | 2018 (H30) |
|----------|---------------|---------------|---------------|
| 県内への搬入量 | 762 | 1,056 | 1,049 |
| 中間処理目的 | 664 | 882 | 945 |
| 直接最終処分目的 | 97 | 173 | 104 |
| 県外への搬出量 | 717 | 782 | 1,089 |
| 中間処理目的 | 688 | 766 | 1,080 |
| 直接最終処分目的 | 29 | 15 | 9 |

※ 本表は、中間処理後の残さの最終処分量は含まれていない。

[資料] 茨城県「令和元年度（2019年度）茨城県産業廃棄物実態調査報告書（平成30年度（2018年度）実績）」

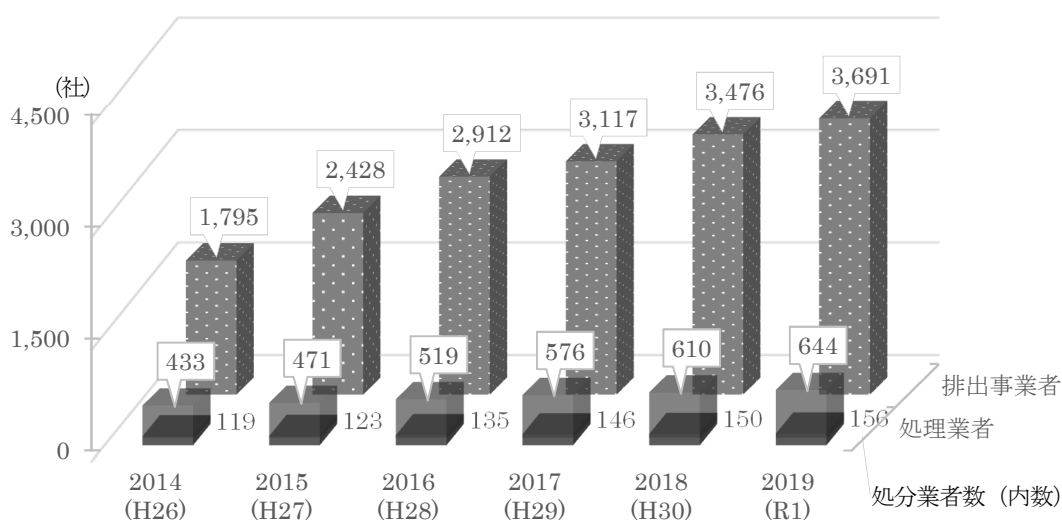


オ 電子Manifestの普及状況

電子Manifest制度は、産業廃棄物処理委託の一連の流れについて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が、情報処理センターを経由した電子情報のやりとりを行うため、入力誤りや処分終了の確認漏れを防ぎ、処理実績の把握も容易にできるため、その普及は、産業廃棄物の適正処理の状況を示す一つの目安と言えます。

県内の事業者の加入状況は、令和元年度（2019年度）末現在で4,335社となり、5年前の平成26年度（2014年度）末と比べ倍増しています。

〔図表15〕 電子Manifest加入者数の推移



〔資料〕 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター 公表資料

② 将来予測

令和7年度（2025年度）における産業廃棄物の排出量については、平成30年度（2018年度）における処理状況のままで推移すると仮定し、経済活動のトレンド等により、業種ごとの将来の活動量指標をもとに、産業廃棄物の排出量を予測した結果、産業廃棄物の排出量は、おおむね1,143万2千トンになると見込まれます。

また、県内における産業廃棄物最終処分場の残余容量は著しく減少していることから、このまま進めば、残余容量のひっ迫がさらに進むことが予測されます。

[図表 1 6] 産業廃棄物処理状況の実績及び予測

(単位：千トン)

| 区 分 | 実績 | | | 予測 | |
|---------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| | 2008 [H20] | 2013 [H25] | 2018 [H30] | 2020 [R2] | 2025 [R7] |
| 排出量 | 11,128 | 11,053 | 11,547 | 11,509 | 11,432 |
| | -3.63 | -4.28 | ±0.00 | -0.33 | -1.00 |
| 再生利用量 | 6,979 | 6,329 | 5,815 | 5,718 | 5,643 |
| | +20.02 | +8.84 | ±0.00 | -1.67 | -2.96 |
| 減量化量 | 3,673 | 3,928 | 5,251 | 5,322 | 5,331 |
| | -30.05 | -25.20 | ±0.00 | +1.35 | +1.52 |
| 最終処分量 | 475 | 795 | 481 | 469 | 458 |
| | -1.25 | +65.28 | ±0.00 | -2.49 | -4.78 |
| 石炭火力発電所のばい じん等を除く最終処分量 | 185 | 137 | 145 | 143 | 142 |
| | +27.59 | -5.52 | ±0.00 | -1.38 | -2.07 |

※ 下段には、平成 30 年度（2018 年度）を 100 とした場合の指数を表示。

[資料] 茨城県「令和元年度（2019 年度）茨城県産業廃棄物実態調査報告書（平成 30 年度(2018 年度)実績）」

(3) 不法投棄等の発生状況

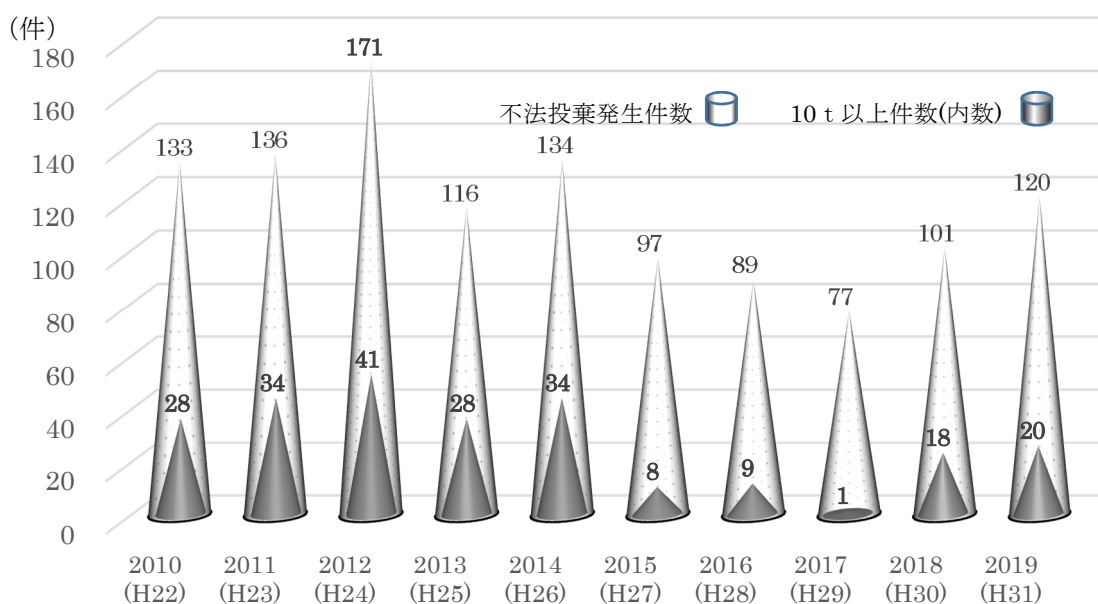
① 不法投棄の状況

令和元年度（2019 年度）における不法投棄事案の新規発生件数は 120 件となり、2 年連続で前年度を上回る結果となりました。このうち、10 トン以上の不法投棄事案は 20 件となっています。

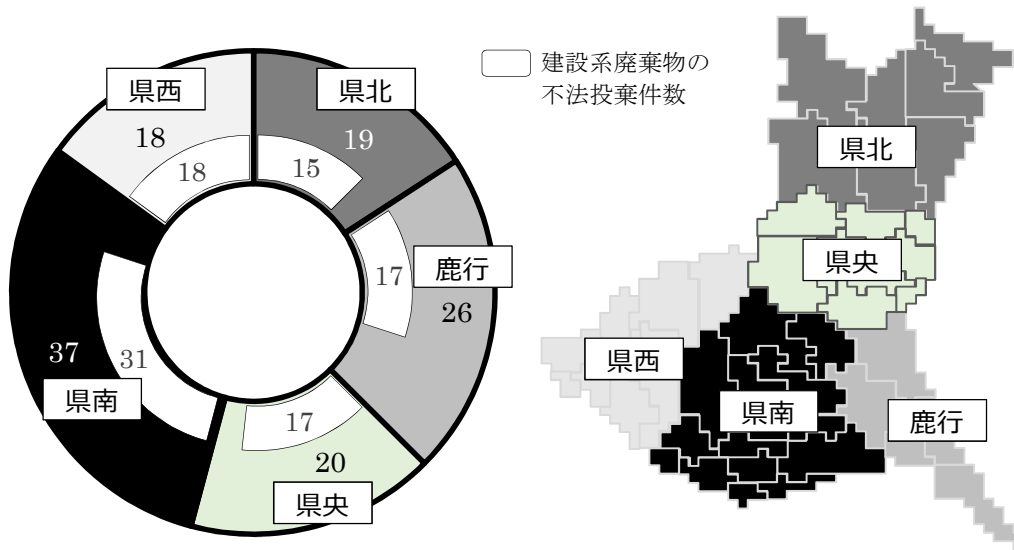
不法投棄事案の多くは、首都圏及びその近郊から県内に持ち込まれており、県南地域での発生が多い状況にあります。また、ミンチ化された家屋解体廃棄物などの建設系廃棄物の割合が高くなっています。

また、トラック数台で道路脇などに散発的に捨てていく、小規模でゲリラ的な事案が多数発生している状況となっています。

[図表 1 7] 不法投棄事案の新規発生件数の推移



[図表 1 8] 県民センター管轄地域別発生状況（令和元年度(2019 年度)）（単位：件）



[資料] 茨城県県民生活環境部廃棄物対策課 資料

② 建設残土等の埋立ての状況

県では、平成15年（2003年）に「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、廃棄物に該当しない土砂等による5千平方メートル以上の土地の埋立て等の行為を許可制としています。また、5千平方メートル未満については、各市町村が規制し、県と市町村が協力して、土砂等の埋立て行為の適正化を推進しています。

しかし、無許可のまま埋立て等を行う事案は多発しており、令和元年度（2019年度）においては、83件の無許可埋立て等の事案が発生しています。

[図表 1 9] 土砂等埋立て許可件数の推移（単位：件）

| 年度 | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|--------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 新規許可件数 | 7 | 4 | 7 | 4 |
| 変更許可件数 | 15 | 17 | 15 | 11 |
| 廃止 | 3 | 4 | 5 | 3 |

[資料] 茨城県県民生活環境部廃棄物対策課 資料

[図表 2 0] 無許可埋立て等事案の発生件数の推移（単位：件）

| 年度 | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|----|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 件数 | 86 | 58 | 65 | 83 |

[資料] 茨城県県民生活環境部廃棄物対策課 資料

3 循環型社会の形成に向けた課題と施策展開の方向性

(1) 循環型社会の形成に向けた課題

① 一般廃棄物処理に係る課題

一般廃棄物（ごみ）については、排出側では、人口減少により排出量全体では減少傾向にある中で、ごみを排出する一単位である世帯数については増加を続けており、県民1人当たりのごみの量を減らしにくい状況が生じています。

また、処理側では、市町村における3R施策の基幹となる一般廃棄物処理施設が、ダイオキシン類対策に係る構造基準等の見直しがあった平成9年（1997年）以降に整備された施設であっても、老朽化対策や更新の時期を迎えており、施設整備に要するコストが市町村の大きな負担となることに加え、地域人口の減少により、一般廃棄物処理に係る住民1人当たりの負担の増加が見込まれます。

このため、県民や事業者の一般廃棄物処理に関する問題意識を高め、3Rにつながる行動をより一層促進することや、市町村における効率的で資源循環性の高い処理体制を確立していくことが必要となります。

さらには、近年、激甚化している気象災害や直下型地震の発生に備え、災害時における迅速かつ円滑な廃棄物処理体制を確保することが求められています。

② 産業廃棄物処理に係る課題

産業廃棄物については、排出側では、事業者による3Rの取組が進む中、県内経済が活発化したこと等により、産業廃棄物の排出量が増加しています。

一方、処理側では、排出事業者の処理責任において適正処理を確保することが原則である中で、平成30年度（2018年度）から不法投棄事案の発生件数が増加に転じているとともに、ゲリラ的に投棄されるケースが増え、その内容は悪質化・巧妙化している傾向にあり、こうした不適正事案の発生は、県民の不安要素にもなっています。

また、本県産業の持続的発展とモデル的な廃棄物処理の実践を目的として、県関与により整備した「エコフロンティアかさま」については、最終処分場の埋立終了の時期が見えてきた中で、民間による新規設置が進んでいないため、年々、残余容量が減少しています。

このため、排出事業者責任のより一層の徹底や、処理業者等における処理状況の透明化を進めることにより、3Rや適正処理を推進することが必要となっています。

また、不法投棄の撲滅に向けた県、市町村、県警、県民や事業者等総ぐるみによる監視体制の構築や、事案の早期解決を図るための対策に加え、循環型社会において不可欠な社会インフラである産業廃棄物最終処分場の安定的な確保が求められています。

③ 循環型社会形成に係る共通課題

循環型社会の形成に向けては、サステナブル（Sustainable、持続可能）な社会の実現を見据え、それに至る中長期的な方向性を、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標を共有し、相互に連携、協働しながら、それぞれ主体的に取り組んでいくことが求められます。

このため、県が、廃棄物を排出する側と処理する側の双方に関わり合いをもちながら総合的な舵取りを行い、循環型社会形成に向けた各主体の取組が促進されるための基盤づくりを進めていくことが必要となっています。

（２）施策展開の方向性（施策の柱）

本計画においては、前期計画に引き続き、持続可能な循環型社会の形成を基本理念として、その実現に向けた施策を展開していくこととします。

そのための課題に対応し、次のとおり３つの方向性を設定し、方向性ごとの施策の柱立てを行います。

方向性 1 3 Rの推進

① 県民等の問題意識の向上、3 R行動の促進

県民や事業者等の廃棄物に関する問題意識の向上や、県民等による主体的な3 R行動（特に2 R（発生抑制、再使用））の促進を図ります。

② 市町村における減量化、再資源化の取組の推進

市町村による地域の特性に応じた減量化、再資源化の取組を促進します。

③ 排出事業者による3 Rの促進

排出事業者による主体的かつ積極的な3 Rの取組を促進します。

方向性 2 廃棄物適正処理の推進

① 不法投棄対策の強化

不法投棄や不適正な残土処分の撲滅に向けて、監視体制や関係機関等との連携強化により、未然防止や拡大防止、また、事案の早期解決を図るとともに、建設残土等による土地の埋立て行為の適正化を図ります。

② 排出事業者責任の徹底

排出事業者責任による廃棄物の適正処理を推進します。

③ 資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進

処理業者における適正処理の徹底等により、廃棄物処理に対する県民等の信頼性の向上に努めます。

④ 一般廃棄物の適正処理の確保

市町村における体制強化等により、一般廃棄物処理の適正処理を確保します。

方向性 3 循環型社会形成に向けた基盤づくり

① 産業廃棄物最終処分場の確保

3Rの徹底等を力強く推進しながら、持続可能な循環型社会の形成に不可欠な産業廃棄物最終処分場の公共関与による整備を進め、その安定的な確保を図ります。

② 災害廃棄物処理体制の強化

関係者間の連携等により、災害時における廃棄物処理体制の強化を図ります。

③ 資源循環産業の育成

資源循環産業の健全な発展に向けて、業界の育成を図ります。

④ 分野別産業廃棄物処理対策の推進

業種等の分野に応じた廃棄物処理対策を推進します。

⑤ 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進

廃棄物の減量化及びその適正処理に寄与する関連施策を推進します。

4 廃棄物の減量化等の目標

(1) 目標設定の考え方

本計画に位置づけた循環型社会の形成に向けた各施策等の着実な実施を図るため、本計画においては、客観的な評価に資する指標及び計画期間において目指すべき数値目標について、以下の考え方により設定します。

- ① 本県における循環型社会の形成の進捗状況を把握、評価するため、廃棄物処理に関する代表的な指標を「代表指標」として設定し、計画期間において達成すべき数値目標を定めます。
- ② 各施策の効果等を評価する際、その要因の分析を補助する観点から、各主体の取組等に関し、モニタリングすべき指標等を「補助指標」とし、施策の柱ごとに設定します。

(2) 代表指標及び数値目標

循環型社会の進捗状況を全体像として把握するには、資源の投入と消費、廃棄物の発生、循環利用及び最終処分の各段階における物質ごとの量を捕捉する必要があります。しかし、物質の循環利用等が県域のみで完結するとは限らないため、県の施策等の評価に用いるには必ずしも適していません。

このため、物質の循環に係る各指標のうち、廃棄物の排出側の指標として「排出量」、処理側の指標として「最終処分量」を代表指標として設定します。

なお、この代表指標については、人口の推移、新型コロナウイルス感染拡大等による生活様式や価値観の変化に起因する廃棄物の組成等の変化、経済活動の盛衰による排出量の変化等の影響を色濃く受けるため、それらの変化も考慮して評価することとします。

◎代表指標及びその数値目標

| 指標名 | 単位 | 基準年度 | (参考) | 目標年度 | (参考) | |
|------|------------|---------------|-----------------|--------------|-----------------|--------|
| | | 2018 (H30) | 2020 (R2)期待値 | 2025 (R7) | 2025 (R7)予測値 | |
| 排出側 | ごみ排出量 | 千 t | 1,060 | 1,037 | 980 | 1,057 |
| | 産業廃棄物排出量 | 千 t | 11,547 | 11,388 | 11,000 | 11,432 |
| 処理側 | ごみ最終処分量 | 千 t | 84 | — | 80 以下 | 84 |
| | 産業廃棄物最終処分量 | 千 t | 145 | — | 136 以下 | 142 |
| 適正処理 | 不法投棄の発生件数 | 件 | 120 (2019 値) | — | 80 以下 | — |

※ 一般廃棄物（ごみ、し尿、浄化槽汚泥）のうち、ごみの量を指標とする。

※ 産業廃棄物最終処分量については、石炭火力発電所に係る埋立量を除いた数値。

〔数値目標の設定根拠〕

① 排出側

ア ごみ排出量

令和7年度（2025年度）の予測値は105万7千トン（年換算0.05パーセント）の自然減が見込まれるのに対し、国の第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、対前年度比約1パーセント以上の削減を目標として設定する。

イ 産業廃棄物排出量

令和7年度（2025年度）の予測値は1,143万2千トン（年換算0.14パーセント）の自然減が見込まれるのに対し、国の第4次循環型社会形成推進基本計画を上回り、1,100万トン（年換算0.68パーセント）を目標として設定する。

② 処理側

ア ごみ最終処分量

排出量の令和7年度（2025年度）の目標値と同水準の減少を基準とした上で、一部の市町村で燃料化から焼却に処理方法が変更され、最終処分量が増加することを勘案し、平成30年度（2018年度）実績値8万4千トンに対し、5パーセント以上の削減を令和7年度（2025年度）の目標として設定する。

イ 産業廃棄物最終処分量

石炭火力発電所のばいじん等については、港湾計画に則り処分が行われるため、平成30年度（2018年度）における最終処分量から、石炭火力発電所相当分33万5千トンを差し引いた最終処分量14万5千トンを基準とし、令和7年度（2025年度）における産業廃棄物排出量の目標値と同水準となる5パーセント以上の削減を令和7年度（2025年度）の目標として設定する。

③ 適正処理

○ 不法投棄事案の新規発生件数

不法投棄や不適正な残土処理の撲滅に向けた対策を講ずることにより、目標年度までに、過去最少であった平成27年度（2017年度）の水準に抑制することを、令和7年度（2025年度）の目標として設定する。

〔参考〕国の目標水準

| 区分 | | 基準年度 | 目標年度 | 年間換算 減少率 |
|------|------------|---------------|--------------|-------------|
| | | 2015 (H27) | 2025 (R7) | |
| 排出側 | ごみ排出量 | 4,398万トン | 3,800万トン | 1.36% |
| | 産業廃棄物排出量 | 39,119万トン | 39,000万トン | 0.03% |
| 処理側 | ごみ最終処分量 | 417万トン | 320万トン | 2.33% |
| | 産業廃棄物最終処分量 | 1,009万トン | 1,000万トン | 0.09% |
| 適正処理 | 不法投棄の発生件数 | (モニター) | (モニター) | — |

(3) 補助指標

各施策の効果等の評価における要因分析、各主体の取組の進捗状況等の把握に用いるため、本計画で定める施策展開の柱ごとに補助指標を設定します。

なお、補助指標のうち、目標設定を行わない指標についても、継続的にモニターすることにより、的確に状況の変化を捉えます

① 3Rの推進（方向性1）

| 指標名 | | 単位 | 基準年度 | 目標年度 | 備考 | |
|-----------|---------------|--------|---------------|--------------|--------|----|
| | | | 2018 (H30) | 2025 (R7) | | |
| ごみ | 1人1日当たりのごみ排出量 | g/人/日 | 990 | 976 | ※1 | |
| | 再生資源の種類別の量、割合 | 千トン、% | (別記) | (モニター) | | |
| | 再生利用率 | % | 21.3 | 20以上 | | |
| | 再生利用率の全国順位 | 位 | 25位 | (モニター) | | |
| 産業 廃棄物 | 業種別排出量 | 全業種計 | 千トン | 11,547 | 11,000 | ※2 |
| | | 製造業 | 千トン | 4,274 | (モニター) | |
| | | 建設業 | 千トン | 1,608 | (モニター) | |
| | | 農業 | 千トン | 2,828 | (モニター) | |
| | | 電気・水道業 | 千トン | 2,770 | (モニター) | |
| | 業種別 再生利用率 | 全業種計 | % | 50.4 | 51.4 | |
| | | 製造業 | % | 30.7 | (モニター) | |
| | | 建設業 | % | 90.9 | (モニター) | |
| | | 農業 | % | 92.7 | (モニター) | |
| | | 電気・水道業 | % | 13.8 | (モニター) | |

(別記) のデータについては、資料編に掲載

※1 県民等の問題意識の向上、市町村における減量化の取組結果等を反映する指標

※2 排出事業者による3Rの促進状況を反映する指標

② 廃棄物適正処理の推進（方向性2）

| 指標名 | | 単位 | 基準年度 | 目標年度 | 備考 |
|---------------------------|--|----|----------------|--------------|----|
| | | | 2018 (H30) | 2025 (R7) | |
| 電子マニフェストに登録する産業廃棄物処分業者の割合 | | % | 74 [2019年度] | 80以上 | |
| 不法投棄事案の新規発生件数（10t以上案件） | | 件 | 20 [2019年度] | (モニター) | |
| 無許可埋立て等事案の発生件数 | | 件 | 83 [2019年度] | (モニター) | |
| PCB廃棄物を期限内に処理した事業者の割合 | | % | — | 100% | |
| プラスチック・スマートキャンペーンへの参加団体数 | | 団体 | 4 [2019年度] | 40以上 | |
| 海岸漂着ごみの定点調査回数 | | 回 | 0 | 年1以上 | |

③ 循環型社会形成に向けた基盤づくり（方向性3）

| 指標名 | 単位 | 基準年度 | 目標年度 | 備考 |
|-------------------------------------|------------------|----------------|--------------|----|
| | | 2018 (H30) | 2025 (R7) | |
| 産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量 | 万 m ³ | 134 | (モニター) | |
| 災害廃棄物処理計画を策定する市町村数 | 市町村 | 22 [2019年度] | 44 | |
| 優良産業廃棄物処理業者数 | 件 | 35 [2019年度] | (モニター) | |
| 建設廃棄物のリサイクル率 | % | 98.7 | (モニター) | |
| 浄水発生土のリサイクル率 | % | 100 | 100 | |
| 下水道汚泥のリサイクル率 (放射性セシウム濃度の低いものに限る) | % | 67.7 | (モニター) | |

5 目標達成に向けた基本的施策（県の取組）

本計画において設定した実施目標の達成のため、施策展開の方向性に基づいて、次のとおり、各種施策（県の取組）を推進します。

なお、本計画においては、計画期間中において、特に注力して取り組む施策を「重点」として強力に推進するとともに、プラスチックごみ問題や食品ロス削減、ウィズ（with）コロナなど社会情勢の変化に対応する施策については、それぞれ「プラスチック」、「食品ロス」、「With コロナ」というフラグを立てて表示します。


方向性 1 3 Rの推進

〔項目 1〕 県民等の問題意識の向上、3 R行動の促進


資源の適正な循環的利用により、廃棄物処理に起因する環境負荷の低減を図るため、一般廃棄物処理の包括的責任を有する市町村との協力により、県民や事業者等の廃棄物に関する問題意識の向上や、県民等による主体的な3 R行動の促進を図ります。

また、ごみの排出量を減らす2 R（発生抑制、再生使用）の取組を推進するライフスタイルへの転換については、優先的に普及を行います。

（取組内容）

- ① ごみ処理に関する県民の理解を高めるため、「一般廃棄物処理実態調査」の市町村別、一部事務組合別の情報について、毎年度、県のホームページ上で公開します。その際、生ごみ処理機やコンポスター等の購入補助や資源回収に対する奨励金など、市町村ごとの特徴的な3 R施策の紹介と併せ、1人1日当たりのごみの排出量や住民1人当たりの処理コストなどの市町村ごとの処理状況について、県民にわかりやすい形での情報発信に努めます。
- ② ごみ処理に関する情報については、市町村の広報媒体や包括連携協定を締結している県内のコンビニエンスストア、エコ・ショップに登録されているスーパーマーケットを情報発信拠点として活用することにより、県民に身近な場所での周知広報を進めます。
-  ③ 児童・生徒を対象とする「ポスター・標語コンテスト」の実施や、食品ロス削減に関する学習教材の普及を図り、廃棄物を身近な問題として学習する機会を創出します。

また、エコフロンティアかさまに併設する環境学習施設の展示の充実や、霞ヶ浦環境科学センターにおける環境学習支援、「エコ・カレッジ」開催によるリーダー養成等により、県民の環境学習を推進します。

-  ④ 令和2年（2020年）7月1日から開始されたレジ袋の有料配布の義務化につ

いては、当該制度の周知徹底を図りながら、マイバック持参の習慣づけを進めます。

また、国が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンへ地域の団体や企業などの参加を促進し、「プラスチックとの賢い付き合い方（プラスチック・スマート）」の意識付けを図るとともに、使い捨てプラスチック製品の使用抑制等に関する具体的な取組へと深化させていきます。

食品ロス

⑤ 平成30年度（2018年度）から県において開始した食品ロス削減対策については、令和元年度（2019年度）に立ち上げた庁内連絡会議を核として、消費者団体や食品関係事業者間等の連携体制の構築や、食品ロス削減に関する学習教材の普及等、県下統一的な活動を実施します。

また、国が設定した「食品ロス削減月間」（10月）においては、国や他の地方公共団体と協調して社会的気運を高めるため、食品ロス削減講演会等の情報発信を行うなど、県民の意識醸成に努めます。

さらに、各市町村において、地域特性に基づく創意工夫による普及啓発が行われるよう支援を行い、普及啓発活動の裾野を広げていきます。

食品ロス

プラスチック

⑥ スーパーマーケット等における循環資源の店頭回収や簡易包装の実践、環境にやさしい商品の販売、食品ロスの削減等の活動をエコ・ショップとして登録するとともに、事業者による効率的な3R行動の促進策を検討します。

食品ロス

⑦ 料理や食品を提供する店舗等における利用客への声かけ、メニューの工夫、持ち帰り容器の常備、仕入れ量、加工量の適正化などの食品ロス削減等に関するいばらき食べきり協力店の活動を推進します。

主な連携先 県民、事業者、関係団体、市町村

【項目2】市町村における減量化、再資源化の取組の促進

一般廃棄物処理の包括的責任を有する市町村と連携、協力を図りつつ、各市町村の地域の特性に応じた減量化、再資源化の取組を促進します。

（取組内容）

- ① 市町村における廃棄物の3Rや適正処理、災害廃棄物対策に係る基幹的施設である一般廃棄物処理施設については、持続可能で廃棄物の安定的かつ効率的な処理体制を確保するため、国の交付金制度を活用した施設整備や老朽化対策の促進を図ります。
- ② 人口減少時代における安定的かつ効率的な処理体制の構築と再生利用を促進する観点から、当面の施設整備の予定が無い場合等も含めて、県内全市町村が意見交換に参加した上で、おおむね今後10年間を目安とする、ごみ処理施設の広域化、共同化に関する計画の策定を検討します。
- ③ ごみの再資源化をさらに促進するには、排出側の県民によるごみの分別はもとより、処理側の市町村による収集・運搬、処理体制の整備や排出処理双方の

合意形成に加え、容器包装リサイクル法などの法的な基盤整備が必要です。

まず、ごみの分別に関する県民の意識を高めるため、資源回収活動に取り組む団体等に対する顕彰制度により、優良な団体を表彰して、その活動内容を広く発信するとともに、施設整備や広域化・共同化を図ろうとする市町村を支援し、地域での資源循環の取組の活発化を図ります。

また、国では、プラスチック製品の回収、再資源化について、容器包装と一緒に回収する方策が検討されており、法整備の状況等を注視しつつ、実施に向けた課題の整理や体制づくりを市町村と協力して進めます。

プラスチック

④ プラスチック製容器包装等の分別回収が行われていない再生資源、生ごみ、廃食用油又は剪定枝などのバイオマス資源など、再資源化に係る分別区分の拡大や、市町村職員を対象とする研修機会を創出するほか、再生利用可能な循環資源の分別が行われていない市町村における課題を把握し、その解決に向けた助言や情報提供を行います。

⑤ 廃棄物処理に要するコストの見える化と経済性の分析、ごみ処理の有料化の検討に活用するため、市町村における「一般廃棄物会計基準」の導入を促進します。

食品ロス

⑥ 各地域における地産地消やフードバンク活動などの地域ごとの食品ロス削減の取組が、市町村をコーディネート役として推進されるよう、その基盤となる県域での関係者間の連携体制の構築と市町村との情報共有を進めます。

⑦ 市町村等が新たにごみ焼却施設を整備する場合には、廃棄物エネルギーの効率的な回収を行うとともに、地域におけるエネルギーセンター機能や、災害時の防災拠点、環境教育、環境学習機能、さらには複数のごみ処理施設とのネットワーク化による廃棄物発電事業の展開など、地域に新たな価値を創出（循環共生）する社会インフラとしての機能を高めた施設整備が進められるよう、その計画策定段階から、先進事例等の情報提供を行います。

⑧ 市町村が資源回収の窓口となる容器包装リサイクルや小型家電リサイクルについては、その回収が円滑に行われるよう、効率的な回収方法やリサイクルルートの確保に関する情報提供を行うほか、市町村の負担軽減等に関する制度の見直しについて、国に働きかけを行います。

主な連携先 市町村

〔項目3〕排出事業者による3Rの促進

C S R（Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任）に基づいて、排出事業者による主体的かつ、より積極的な3Rの取組が促進されるよう、必要な情報提供や環境整備に取り組みます。

（取組内容）

① 排出事業者による排出抑制や再資源化の取組を促進するため、茨城県廃棄物

再資源化指導センターを拠点として、排出事業者の個別の相談に対応するとともに、廃棄物処理に関する情報誌の発行や講習会の開催等により、情報発信を行います。

- ② 産業廃棄物多量排出事業者に対しては、廃棄物減量化計画の策定を促し、提出された計画及び処理実績を県ホームページ上で公表することで、主体的な減量化の取組を促進します。

また、計画の提出手続の電子化を進め、多量排出事業者の利便性の向上や、統計資料としての二次的利用を図ります。

- ③ 廃棄物・リサイクル問題について、企業経営の観点から捉え直し、資源の有効利用と循環型社会構築に対する企業としての積極的な貢献を求めるため、「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」の周知、広報を行います。

また、環境負荷に配慮した製品やリサイクル製品等については、県の率先行動として、「茨城県グリーン購入推進方針」に基づく調達を推進します。また、事業者におけるグリーン購入の普及等により、環境配慮型製品の利用拡大に関する方策を検討します。

主な連携先 事業者

方向性2 廃棄物適正処理の推進

重点項目1] 不法投棄対策の強化

プラス
チェック

廃棄物の不適正処理に起因する生活環境上の支障を防止するとともに、陸域で行われる廃棄物処理による海洋汚染等の環境への負荷を低減させるため、県民等総ぐるみの監視体制の構築や関係機関等の連携の強化により、ゲリラ的不法投棄など悪質・巧妙化する事案の未然防止と拡大防止の早期解決に努めます。

また、建設残土等を用いた土地の埋立て等については、土地の面積に応じて5,000㎡以上を県が、また、それ未満を市町村が、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び同種の市町村条例（以下「残土条例」という。）により規制していますが、無許可の残土処分については、面積にかかわらず出来るだけ早い段階から市町村や警察と連携して、拡大防止を図ります。

（取組内容）

- ① 県廃棄物対策課不法投棄対策室に併任警察官を配置するとともに、各県民センター等の不法投棄監視班や、市町村や警察との連携を強化しながら、不法投棄や不適正な残土処分に対して厳格な対応を行います。

- ② 監視体制の強化を図るため、フリーダイヤル「不法投棄110番」の設置、全県域でのボランティア不法投棄監視員の委嘱、市町村併任職員制度に基づく産業廃棄物等に係る立入検査権を付与する等により、地域との連携による監視体制を整備するとともに、民間団体等との監視協定締結については、協定締結先の拡大を図ります。
- ③ 通報アプリの導入により、不法投棄等の現場の情報を素早く把握するとともに、あらかじめ投棄されそうな場所の情報収集や、過去の実績を検証して、投棄地点を予測した重点的なパトロールを実施します。
- ④ 休日・夜間に発生する不法投棄に対して、Webカメラの設置による常時監視や、市町村や警察と連携したパトロールの実施、民間警備会社への監視業務委託などにより、監視を強化します。
- ⑤ 不法投棄防止強調月間（6月、11月）を設定し、警察や市町村と連携の下、集中的なパトロール等を実施するほか、発見時の早期通報や、土地所有者による土地の適切な管理に関する県民等への啓発を行います。
- ⑥ 無許可の残土処分など悪質な事案に対しては、警察と連携しWebカメラによる常時監視や、ドローンによる上空からの監視や廃棄物等の自動計測、また、搬入車両の追尾等により客観的証拠を収集し、行為者の検挙につなげていきます。
- ⑦ 不適正事案に対する規制や罰則の強化について、国へ法整備を働きかけるとともに、県残土条例については、不適正残土対策の効果を検証し、見直しについて検討します。

主な連携先 県民、事業者、関係団体、市町村、警察、廃棄物処理業者

〔項目2〕排出事業者責任の徹底

法に定める排出事業者責任の重要性に鑑み、コンプライアンス遵守に基づいた事業者による廃棄物の適正処理を推進します。

（取組内容）

- ① 廃棄物処理を担う人材を対象として、適正処理講習会の開催等により、廃棄物処理に関する知識の習得等を支援します。また、講習会や立入検査等の機会を通じて「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」の普及を図り、排出事業者による処理基準や委託基準の遵守の徹底を図ります。
- ② 排出事業者に対して、電子マニフェスト制度の普及を図ります。そのため、産業廃棄物の受入側である処理業者について、（一社）茨城県産業資源循環協会と協力して、電子マニフェストへの加入を促進します。
- ③ 多量排出事業者による減量化方策が主体的かつ効果的に進められるよう、事業者自ら策定する処理計画及び処理の実績について、県のホームページ上で毎年度、公表します。

- ④ 県外で発生した産業廃棄物を県内で処理する場合には、「県内搬入事前協議制度」に基づき、廃棄物の性状に応じて適正な処理方法が選択されているか、十分に処理が可能な量となっているか等を排出事業者責任において確認していることを担保するとともに、当該排出事業者と県との間で協定を締結することにより、その適正処理を確保します。
- ⑤ 法定されたPCB廃棄物の期限内処理の徹底を図るため、PCB廃棄物適正処理指導員の設置等により、保管業者に対する巡回指導を行います。
また、県有施設で保管するPCB廃棄物については、県の率先行動として、前倒しでの処理を進めます。
- ⑥ アスベスト廃棄物の適正処理を徹底するため、各県民センター等へアスベスト適正処理指導員を配置し、建設解体现場や破砕処理施設での直接指導等を行います。
- ⑦ 感染性廃棄物については、医療法の規定に基づく立入検査を計画的に実施し、その処理状況などを確認することにより、医療行為から排出される廃棄物の適正処理を推進します。

主な連携先 事業者、廃棄物処理業者

〔項目3〕資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進

資源循環産業の健全な発展を図るため、処理業者の廃棄物処理事業における適正処理の徹底等により、廃棄物処理に対する県民等の信頼性の向上に努めます。

（取組内容）

- ① 最終処分場の安定的確保と適正処理の推進、地域との調和をコンセプトに平成17年（2005年）に開業した「エコフロンティアかさま」については、廃棄物処理に関する技術情報の発信や地域とのコミュニケーションの推進を図りながら、安全性が高く、安心が担保されたモデル的な廃棄物処理事業を行います。
- ② 廃棄物処理事業に供される施設の設置許可については、周辺環境の保全や周辺住民等との調整状況等について、自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の許可については、基準への適合性等について、県独自の事前審査制度に基づいて、許可手続に先立って審査を行うことにより、地域との調和が図られた施設の設置を推進します。
- ③ 産業廃棄物処理業者や排出事業者が設置する廃棄物処理施設については、計画的に立入検査を実施し、処理基準や維持管理基準の遵守を徹底させます。

主な連携先 事業者、廃棄物処理業者

〔項目4〕一般廃棄物の適正処理の確保

市町村における一般廃棄物処理体制の強化や、県民等の廃棄物の適正処理に関

する知識の向上を図ることにより、一般廃棄物処理の適正処理を確保します。

(取組内容)

重点

① ごみポイ捨て等の撲滅については、「ごみ散乱防止キャンペーン」として、地域美化活動等への県民の参加を促すほか、市町村に対して、関連条例の制定を働きかけてきた結果、平成30年度(2018年度)までに全市町村で条例が制定されました。

プラスチック

これまでの取組に加え、使い捨てプラスチック製品の使用の削減などの「プラスチックとの賢い付き合い方(プラスチック・スマート)」の意識付けを図るとともに、具体的な取組へと深化させていくため、県民や企業などのあらゆる主体を対象として、国が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンへの参加を促します。

② 容易に処理が可能なごみの自ら処理、再利用については、各市町村が行う、生ごみ処理機の購入費用補助などの取組とともに、段ボールを使ったコンポスト化等の簡易な再生利用の方法等についても併せて県民等へ広く情報発信し、自ら処理、再利用の取組を推進します。

With
コロナ

③ 高齢者による一人暮らし世帯の増加や、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により新しい生活様式に変化する中、在宅医療によって家庭で処理することが必要な医療廃棄物(チューブやペン型注射器などの危険性が低いもの)や、紙おむつ、使用済みのマスク等の感染リスクがあるごみの処理に関する正しい知識等について、市町村と協力して周知を進めます。

また、高齢化社会に対応したごみ収集運搬等に関する事例等について、県民や市町村等へ情報提供を行い、社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築を進めます。

プラスチック

④ 有価で取引されている使用済みの家庭用電気電子機器等、いわゆる「有害使用済機器」については、県が制定した「有害使用済機器保管等業者指導監督指針」に基づき、不適正な保管等の違反事案等に対して厳格に対応します。

また、違法な不要品回収業者を利用しないよう、市町村と協力して県民に呼びかけるとともに、保管等業者への立入検査や指導等において、市町村と連携して対応します。

プラスチック

⑤ 海岸漂着物対策については、その回収、処理を行う市町村に対して補助を実施し、市町村の取組を促進するとともに、漂着している廃棄物の定点調査、分析を継続的に実施し、国と情報共有して、漂着ごみの動態研究に寄与します。

主な連携先 県民、事業者、関係団体、市町村

方向性3 循環型社会形成に向けた基盤づくり

〔項目1〕産業廃棄物最終処分場の確保

本県経済の持続的発展に欠かすことのできない社会インフラである産業廃棄物最終処分場について、公共関与の手法により、安定的な確保に努めます。

（取組内容）

- 重点** ① 民間による新規設置が進んでいない状況を踏まえ、エコフロンティアかさまの埋立終了時期を見据えて公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を進め、県内における埋立容量の安定的な確保に努めます。
- ② 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備にあたっては、地元住民や産業界等の意見を聞きながら、周辺環境との調和に配慮した施設計画について検討を行います。
- 重点** ③ 新産業廃棄物最終処分場の運営については、廃棄物の適正処理や当該処理に関する情報等の透明性の確保により、周辺住民との信頼関係を構築し、併せて地域の振興にも貢献するなど、地域との共生が図られた民間事業にも波及するようなモデル的な運営体制の整備を進めます。

主な連携先 地元自治体、地域住民、3セク、処理業者

〔項目2〕災害廃棄物処理体制の強化

災害に伴い発生する廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、災害時の廃棄物処理に係る市町村の対応力の強化や、関係者間の連携等による災害廃棄物処理体制を強化します。

（取組内容）

- ① 災害廃棄物処理の主体である市町村の対応力の強化を図るため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進します。
- ② 県内の災害廃棄物処理体制を強化するため、令和2年（2020年）6月1日に締結した「災害廃棄物の処理に係る連携及び協力に関する協定」に基づき、関係者間の連携強化や研修機会の創出による人材の育成等を行うとともに、災害時に協定を円滑に運用するためのマニュアル等の策定を検討します。
- ③ 大規模災害に適切に対応するため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会における連携や国の広域ネットワークの活用により、県域を超えた広域処理体制を確保します。



主な連携先 市町村、廃棄物処理業者、国、他県の地方自治体

〔項目3〕資源循環産業の育成

資源循環産業の健全な発展に向けて、優良業者の増加、人材の育成、新技術の

導入促進や技術の検証等の技術的情報の提供等により、業界の育成に努めます。

(取組内容)




- ① 事業の透明性や環境配慮の取組、財務体質の健全性などの基準に適合することが必要とされる「優良産業廃棄物処理業者認定制度」について、産業廃棄物処理業者や排出事業者に周知することで認定業者を増やし、産業廃棄物処理業界の地位向上と競争力強化を図ります。
- ② 廃棄物処理を担う人材を対象として、適正処理講習会の開催等により、適正な廃棄物の処理の知識の習得等を支援します。
-  ③ 廃プラスチック類処理技術の高度化を図ろうとする事業者に対して、国の補助制度の周知・活用等による高度処理技術の導入を促進するとともに、処理施設の設置に係る事前審査制度や設置許可における審査を通じて、廃プラスチック類等の適正処理を確保します。
- ④ 廃棄物処理の現場における課題等を把握するとともに、その解決に向けて、(一社)茨城県産業資源循環協会と協力し、業界との意見交換の機会を創出します。
-  ⑤ 新型コロナウイルスの感染拡大の中、廃棄物処理事業の安定的な継続を図るため、廃棄物処理業者に対する「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」の周知や、市町村における事業継続計画の策定を促進します。

主な連携先 廃棄物処理業者、事業者、市町村

〔項目4〕分野別産業廃棄物処理対策の推進

業種等の分野に応じた廃棄物処理対策を推進します。

(取組内容)

- ① 使用済自動車の処理については、自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の許可や、立入検査等における解体業者への指導等を通じて、適正処理を確保します。
- ② 家畜排せつ物の処理については、家畜排せつ物法に基づき適正に管理されるよう指導するとともに、耕種農家との連携強化や耕種農家のニーズに即した堆肥の生産、流通、農地への還元等による循環型農業を推進します。
-  ③ 使用済農業用ビニルやポリエチレンフィルムの処理については、「茨城県園芸リサイクルセンター」を核としたリサイクルシステムを継続することにより、農業者による適正処理を促進します。
-  ④ 食品の製造や流通過程における食品廃棄物については、飼料の製造に関する技術的支援や、その安全な利用及び、肥料化の推進により、地域におけるリサイクル・ループの形成を図ります。
-  ⑤ 食品ロス量の把握については、物理的な量はもちろんですが、発生プロセス

が見えるような把握方法でなければ、関連施策の効果的な推進につながらないため、そのエビデンスと成り得るデータの効率的な調査方法の検討を進めます。

プラス
チェック

⑥ 使用済の漁網等については、令和2年(2020年)5月に改訂された「漁業系廃棄物処理ガイドライン」による適正かつ経済的な処理方法等について、漁業者への周知を図ります。

⑦ 公共工事で発生する建設発生土については、「茨城県建設発生土情報検索システム」の運用により、工事間利用を徹底するとともに、工事間利用ができない場合でも、(一財)茨城県建設技術管理センターが設置・管理運営するストックヤードを活用し、その再利用を推進します。

また、県内で行われるすべての公共工事や民間建設工事で発生する建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)については、「建設リサイクル法」及び「国土交通省の建設リサイクル推進計画2020」等に基づき、リサイクルに取り組みます。

なお、県発注の公共工事においては、民間工事の先導的役割を担うことから「茨城県建設リサイクルガイドライン」や「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」等を運用し、建設廃棄物の排出抑制や再生資源の率直的な利用に取り組みます。

⑧ 県管理の浄水場から発生する浄水発生土については、引き続き、セメント原料化等により全量の再生利用に取り組みます。

また、県管理の下水道処理場から発生する脱水汚泥のうち、放射性セシウムによる影響が低いものは、セメント原料等によりリサイクル率向上に努めます。

なお、これらの汚泥の処理方法については、環境やコストの観点から、多様な有効利用方法の検討を進めます。

⑨ 指定廃棄物については、保管が継続されている市町村等と連携し、国が責任を持って処理を行うよう、引き続き、国に働きかけを行います。

〔項目5〕廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進

廃棄物の減量化及びその適正処理に寄与する関連施策を推進します。

(取組内容)

① 企業における省エネルギー対策を促進するため、環境に配慮した取組を実践する事業所を「茨城エコ事業所」として登録し、手軽に取り組める環境マネジメントの普及を図ります。

また、中小企業支援施策として、(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構の「中小企業エキスパート派遣事業」により、ISOの認証取得を含め、技術面、経営面での課題の解決を支援します。

② 合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽の撤去、霞ヶ浦流域においては高度処理型浄化槽の設置を促進します。また、浄化槽の機能を維持するため、保守

点検、清掃、法定検査を一括して契約できる一括契約システムの利用を促進するとともに、文書等により法定検査未受検者への受検指導を実施します。

- ③ 「茨城県地球温暖化対策実行計画」(平成29年(2017年)3月改定)に基づき、県民、事業者、団体、市町村など、あらゆる主体が連携・協働して自主的かつ積極的に温暖化対策に取り組むことにより、環境と経済が両立した持続可能な社会の実現に向けて推進します。

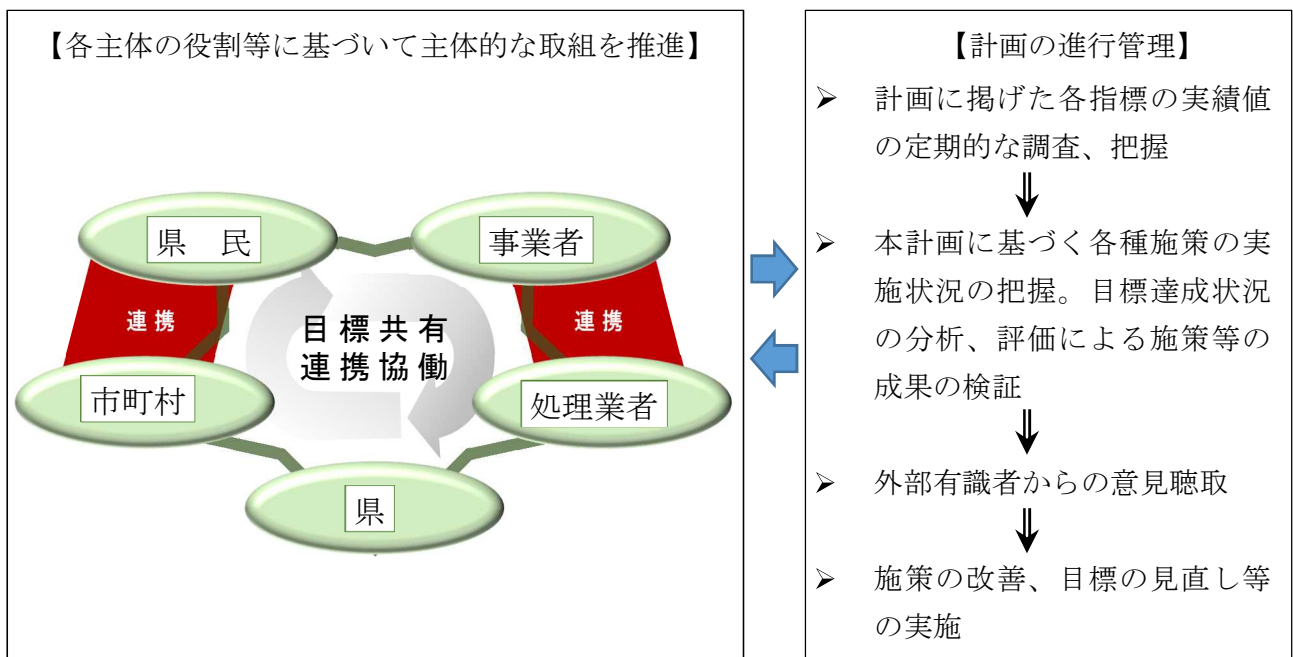
食品
ロス

- ④ 食品ロス削減については、食品のサプライチェーン全体で取り組む必要があるため、食品資源の生産や流通の効率化、消費者への啓発、NPO活動や県民運動の活発化、食品衛生の向上や食育の推進、学校教育や栄養教育を通じた理解の促進、子ども食堂の活動支援、災害備蓄食品の有効活用、地球環境保全に関する普及啓発など、令和元年度(2019年度)に立ち上げた庁内連絡会議を構成する関係各課間において、それぞれの施策の実施状況の共有と食品ロス削減の観点からの連携を進めます。

6 計画推進に係る基本的事項

廃棄物の処理を巡る諸問題の解決を図りつつ、天然資源の消費の抑制や環境への負荷を低減させていくためには、全ての県民や事業者、行政等が、廃棄物処理の当事者として、循環型社会の形成という共通の目的に向かい、有機的に関わりを持ちながら、それぞれが主体的に取組を進めていくことが重要となっています。

このため、本計画の推進に必要な基本的事項として、各主体の責務や役割の明確化を図るとともに、目標の達成状況等の分析及び評価等による計画の進行管理の方法を以下のとおり明記し、本計画に基づき、社会経済情勢の変化等に即した対応に努めます。



(1) 各主体の責務・役割

① 県民

ア 廃棄物の発生の抑制、循環資源の循環的利用に資するライフスタイルへの転換により、サステナブル（Sustainable、持続可能）な循環型社会の形成に貢献することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 繰り返し利用できる長寿命の製品や、再生利用が容易な製品、リサイクル製品を選んで選択し、長期にわたって使用する
- » レジ袋の辞退や簡易包装等の選択により、容器包装を減らす
- » ストローやプラスチック製食器等の使い捨てプラスチック製品の使用を減らし、使い捨てが必要な場合には、紙や木質などの代替素材や再生プラスチック、生分解性プラスチック等の環境に優しい素材を用いた製品を選択し、使用後は正しく処分する「プラスチックとの賢い付き合い方（プラスチック・スマート）」を実践する
- » マイバック、マイボトル、マイ箸、マイストローなどを利用し、ごみを作らない
- » 適量購入や期限内消費等による食品の使い切りや食べきり、外出時の適量注文等により、無駄な食品ロスを削減する

イ 廃棄物を排出する側の一員として、行政が推進する廃棄物の適正処理、減量化及び再資源化の施策に協力することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » ごみのポイ捨てや資材置場等へのごみの放置、不適正な焼却を行わない
- » 家庭用生ごみ処理機等の利用により、自ら再生利用を行う
- » 市町村が定めるルールに基づいた分別などの適正なごみの回収に協力する
- » 各種リサイクル法に基づく廃棄物の引き渡しや、リサイクル料金の負担を行う
- » 地域の環境美化活動や再生資源ごみの集団回収活動に積極的に参加する
- » 土地所有者等は、自らの土地を適切に管理し、不法投棄の発生を防止する
- » 不法投棄や無許可の残土処分を発見したときは、速やかに県や市町村へ通報する

② 事業者

ア 排出事業者責任に基づいて、廃棄物の適正処理を図るとともに、事業全般にわたり、発生抑制及び循環資源の循環的な利用を積極的に促進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」を活用等し、コンプライアンス遵守により、廃棄物の適正な処理を確保する
- » 工程や作業の全般において、廃棄物の発生抑制、自ら再利用を推進する
- » 廃棄物の徹底的な分別等により、再生利用しやすい形で排出する
- » 委託処理においては、委託先に過度に依存せず、発生から最終処分までの一連の処理の工程を自らが確認し、再生利用が可能な廃棄物は、再資源化する処理方法を選択し、適切な対価を負担し、電子マニフェストを活用する

イ CSR (Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任)に基づいて、サステナブル (Sustainable、持続可能) な循環型社会の形成を推進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 環境負荷に配慮した調達 (グリーン購入) を推進する
- » 製品の設計やサービスの提供方法の工夫等により、製品や商品及びその容器包装等が容易に廃棄されることを抑制し、使用済となった場合における再生利用を容易にする
- » 製品等への表示その他の方法により、再生利用や適正処理に必要な情報を提供する
- » 製品や商品又はその容器包装等がユーザーにより廃棄される段階において、店頭回収や自主回収等を行うとともに、再生利用が確実な処理ルートを確保する
- » 食品関連事業者は、食品の生産から加工、流通及び消費に至るまでのサプライチェーン全般における効率化等による食品ロスの削減を促進する
- » 環境マネジメントシステム等の導入により、環境に配慮した事業活動を展開する

ウ CSV (Creating Shared Value、共有価値の創造) 活動により、循環型社会に向けた課題解決に取り組み、社会的かつ経済的な価値を創造することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 循環性の高いビジネスモデルへの転換や、独自の循環システムの構築により、事業活動を通じて、循環型社会の形成に貢献する
- » 製品及びその部材に用いるプラスチックについては、紙や木質などの代替素材や再生プラスチック、生分解性プラスチック等の環境に優しい素材への転換を図る

③ 廃棄物処理業者

ア 循環型社会形成の担い手として、事業活動を通じて排出事業者責任を補完

し、廃棄物の適正処理や循環資源の循環的利用を推進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » コンプライアンス遵守により、生活環境の保全に配慮した廃棄物の処理を行い、地域環境との調和を図る
- » 排出事業者等に対し、排出事業者責任が完遂されるために必要な処理工程の実地確認や、県外からの搬入に係る県との事前協議、電子マニフェストの活用等についての助言を行う
- » 廃棄物処理事業における環境への負荷の低減、省エネルギーや効率的な資源回収、再生エネルギーの有効活用等の技術の高度化や新技術の導入を進める
- » 廃棄物処理に関する法令、実務に精通するよう自ら研鑽に励むとともに、従事者の資質向上や専門的知見を持つ人材を育成する

イ 廃棄物処理に対する社会的な信頼性の向上に貢献することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 廃棄物の処理状況等の積極的な情報公開、環境学習への協力や地域とのコミュニケーションにより、廃棄物処理の透明化を進め、業界に対する社会的信頼性を向上させる
- » 優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定取得に努める
- » 業界全体として、適正価格の維持による廃棄物処理市場の健全化に努めるとともに、不適正な処理や環境犯罪を容認しない気運の醸成を図る
- » 行政による資源循環や不法投棄防止等の施策に協力する
- » BCP の策定等による災害対応力の強化を図るとともに、県、市町村及び処理業者間の連携強化により、災害廃棄物の迅速な処理に協力する
- » 雇用の創出をはじめ、地域課題の解決や、地域の特色、資源を活かした事業展開等により、地域に新しい価値をもたらす廃棄物処理を創造する

④ 市町村

ア 一般廃棄物の統括的な処理責任を有する立場として、一般廃棄物処理事業を通じて、区域内の生活環境の保全と公衆衛生の向上、一般廃棄物の発生抑制及び循環資源の循環的利用を全般的に推進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 一般廃棄物の安定的な処理体制を確保し、地域の実情に応じた多様な循環ルートの構築、バイオマスや溶融スラグ等の未利用資源の有効活用やエネルギー回収率の向上、地域の一般廃棄物処理業者の育成や業務の安定を図る
- » 一般廃棄物処理施設の整備においては、ごみ処理の広域化・共同化の検討を踏まえ、計画的に進めるとともに、地域内での資源やエネルギーの活用、環境学習利用など、地域に価値をもたらす施設としての整備を検討する
- » 使用済の容器包装や小型家電、特定家電製品の引き取り義務外品等の回収、リサイクルの体制を整備する
- » ごみ処理の有料化による費用負担の公平化を進めるとともに、生ごみ処理機の購入補助等の独自対策を講ずることにより、住民等の具体的な行動を促す取組を行う
- » 正しいごみの出し方や資源回収、分別収集を促進するほか、土地又は建物の所有者及び一般廃棄物を多量に排出する事業者に対して直接、指導等を行う
- » 災害時における迅速かつ円滑な廃棄物処理体制を確保する

イ 地域の住民や事業者をはじめとする関係者間の連携協働により、循環型社会の形成に向けた地域の取組を推進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » ごみ処理に関する積極的な情報発信や、環境教育、環境学習の推進、自治組織の育成、地域の資源回収活動の奨励等により、住民等の廃棄物処理に関する理解の深化を図る
- » 市町村条例に基づいて、ごみ散乱防止対策を推進するとともに、海岸管理者との連携による海岸漂着物の処理対策の実施や、住民等による「プラスチック・スマート」キャンペーン

- ンへの参加促進等により、地域の美化活動の活発化を図る
- 》 家庭から発生する食品ロス量の把握を行うとともに、食品ロス削減に向けた住民や事業者等の取組を促進する
- 》 県や住民等との連携により、不法投棄防止対策の強化を図る
- 》 調達におけるグリーン購入の推進等により、環境に配慮した率行的行動を行う

⑤ 県

ア 県内における廃棄物の排出及び処理状況を的確に把握し、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な対策を講じます。

イ 県民、事業者、市町村その他民間団体等との連携や協働、関係者間の調整、適正処理や減量化、リサイクルに関する奨励、積極的な情報発信により、県内における廃棄物処理の推進体制の強化を図るとともに、循環型社会形成に向けた主体ごとの取組を促進します。

ウ 市町村の一般廃棄物処理事業に対する技術的助言、事業者等への個別指導や不適正処理に対する厳格な対応により、廃棄物の適正処理を確保します。

《取組内容の具体例》

- 》 県の取組内容等については、「5 目標達成に向けた基本的施策（県の取組）」に記載。）

（2）計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、本計画で数値目標として掲げた指標の定期的な調査、把握を行うとともに、毎年度、計画に掲げる各種施策等の実施状況の分析、評価により、施策等の成果を検証します。

その検証結果については、社会情勢の変化等の必要性に応じて、茨城県環境審議会等による外部有識者からも意見を聞いて、施策の進め方や内容の改善、目標の見直し等を実施するなど、PDCAサイクルにより継続的に改善を図りながら、本計画の進行管理を行います。